

令和3年

行方市農業委員会

第3回総会会議録

(令和3年3月25日)

令和3年3月25日 行方市農業委員会第3回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第15号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第17号	現況証明願について
議案第18号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第19号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第20号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第21号	「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について
報告第13号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第16号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

(会長挨拶)

事務局

皆さん、大変お疲れさまでございます。
ただいまより、令和3年行方市農業委員会第3回総会を開会させていただきます。
総会議事日程第2、会長挨拶。清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めまして、こんにちは。
第3回総会ということで、皆様方に陽気もよくなってきて、何かとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

	<p>3月の総会というとなんか気ぜわしくて、局長と一緒にやる総会も今日が最後ということで、なんか気分がそわそわしているからではないのでありますが、議事をきちんと進行して総会を成立させるということが一番大事かなと思いますので、皆様方の協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。</p> <p>ひとつよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>(経過報告)</p>
事務局	<p>日程第3、経過報告。別紙3月行事経過報告により説明をいたします。そちらご覧いただきたいと思っております。</p> <p>3月11日、第16回女性の農業委員会活動推進シンポジウム、こちらオンライン開催でしたが、方波見委員、根崎委員、中城委員が参加しております。</p> <p>3月19日、第7回庁舎建設市民会議、こちら北浦公民館で行いまして、清水会長に出席お願いしております。</p> <p>同じく3月19日、第2回農地部会、こちらは玉造庁舎で現況のほうも見てきました。農地部会員と内藤委員、羽成推進委員と事務局で参加しております。</p> <p>3月23日、農業委員会行方地域協議会理事会、こちら北浦庁舎で行いまして、清水会長、高塚代理、事務局で参加しております。</p> <p>3月25日、第3回総会、本日の総会でございます。以上、報告いたします。</p>
	<p>(議長の選出)</p>
事務局	<p>日程第4に入ります。</p> <p>議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
	<p>(資格審査報告)</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は18名、欠席委員はゼロでございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。</p>
	<p>(会期の決定)</p>
議長 全 員 長	<p>本日の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、会期を本日1日といたします。</p>
	<p>(会議録署名人の選出)</p>
議長	<p>会議録署名人を議長において、次のように指名いたします。</p> <p>15番方波見弘子委員 16番原文夫委員。</p>
	<p>(書記の選出)</p>
議長	<p>総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命します。</p>

議 長 (議事日程報告)
議事日程は別紙日程表のとおりです。

議 長 (議案の審議)
それでは、議案の審議に入ります。

議 長 (追加議事日程の件)
まず初めに、追加議事日程の件を議題といたします。
追加議事、議案第22号 農業委員会に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免についての件を追加議事日程として審議することにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、追加議事日程とすることに決定いたします。
ここで資料配付のため暫時休憩といたします。

(休憩) 午後 3時04分～午後 3時05分

議 長 それでは、再開します。

議 長 (議案第22号)
それでは、議案第22号 農業委員会に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免についての件を議題とします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第22号 農業委員会に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。
ここで暫時休憩といたします。

(休憩) 午後 3時07分～午後 3時09分

議 長 それでは、審議を再開いたします。

議 長 (議案第15号)
議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。

		事務局より説明願います。
事務局		議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する（別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する）。
議長		それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、椎名です。第1項の調査報告をします。 受人は行方市小高在住、47歳、農業兼会社員の男性です。渡人は埼玉県在住の74歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。自宅から土地までの距離は50mになります。権利取得後の経営面積は4万4,706㎡となります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議長		長 調査の結果は農機具等もそろっており許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議		員 異議なし。（全員一致）
議長		長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議長		長 次に、2項、3項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、椎名です。第2項、第3項、関連がありますので一括して調査報告をします。 第2項、第3項とも受人は行方市橋門在住の76歳の農業の男性です。2項の渡人は埼玉県在住、74歳の女性です。 3項の渡人は行方市南在住、71歳の男性です。 申請事由は2項、3項とも農業経営の規模拡大し経営の安定を図るです。区分は2項とも売買による所有権の移転です。自宅から土地までの距離は2項、3項とも1kmです。権利取得後の経営面積は14万3,909㎡になります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議長		長 調査の結果は通作距離も1kmほどで許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議		員 異議なし。（全員一致）
議長		長 異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。
議長		長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、椎名です。第4項の調査報告をします。 受人は行方市南在住、71歳、農業の男性です。渡人は埼玉県在住、74歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るです。区分は売買による

		所有権の移転です。自宅から土地までは徒歩で1分です。権利取得後の経営面積は1万4,044㎡となります。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、椎名です。第5項の調査報告をします。 受人は行方市小高在住の66歳、農業の男性です。渡人は埼玉県在住の74歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。自宅から土地までの距離は200mです。権利取得後の経営面積は2万2,280㎡となります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	農機具等もそろっており許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
2	2番	2番、横瀬です。6項の調査報告をします。 受人は同市山田に住む47歳の農業の男性です。渡人は同市小貫に住む54歳の会社員の女性です。申請事由は記載のとおり経営の規模拡大し経営の安定を図るためということです。通作距離も7kmと15分程度であり、受人は両親と共に葉タバコ、レンコン、水稻など6ha強作付をしています。区分は売買による所有権の移転です。機械等もそろっており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は通作距離も7kmほどで問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項から9項は関連がございますので、一括審議といたします。
1	6番	調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。7項、8項、9項は関連がありますので一括して報告させていただきます。 7項、8項、9項の借受人は市内両宿に実家があり、現在東京に在住する54歳の方で、会社員兼農業をしている方であります。7項の貸人は市内両宿に在住する41歳の方、8項の貸人は市内両宿に在住する23歳の方、9項の貸人は市内両宿に

		<p>在住する63歳の方であります。申請事由ですが、農業経営規模の拡大と経営の安定を図るため、当該農地に賃貸権の設定をしたいというものであります。借受人は所有地及び借地合わせて252a耕作しており、トラクター等の農機具も所有し、準備が整い次第、醸造用ブドウを植えるそうであります。今年は1,100本の苗を植えるということであります。許可をしてよいものと調査してまいりました。皆様方のご審議、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>調査の結果は許可をしてもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、7項、8項、9項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
7	番	<p>7番、風間です。10項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は市内芹沢地区在住、66歳、農業の男性です。譲渡人は埼玉県川越に在住、74歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、売買による所有権移転です。自宅から土地までの距離は100mです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく願いします。</p>
議	長	<p>調査の結果は問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	9番	<p>19番、山野です。第11項について調査報告をします。</p> <p>譲受人、年齢65歳、市内在住、農業の男性の方になります。また、合わせて6.2haの営農をしております。譲渡人については譲受人と同じく市内在住、93歳の女性の方になります。申請事由ですが、議案書に記載のとおりでございます。農業経営の規模拡大をし経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転でございます。何ら問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、椎名です。第12項の調査報告をします。</p> <p>受人は行方市小高在住の61歳、農業の男性です。渡人は埼玉県在住、74歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。自宅から土地までは500mです。権利取得後の経営面積は</p>

		5, 455㎡となります。何ら問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。第13項の調査報告をいたします。 受人は潮来市在住の60歳の農業の男性です。水稲とサツマイモなど4,358㎡を耕作しております。渡人は市内於下在住の68歳の会社員の男性です。申請事由は記載のとおり農業経営の規模拡大、経営の安定を図るためです。区分は賃貸借権になります。通作距離は1.6km、20分とのことです。調査の結果、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、通作時間は20分ということで、何の問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、椎名です。第14項の調査報告をします。 受人は行方市島並在住、86歳、農業の男性です。渡人は同市山田在住、83歳の男性です。申請事由は農業経営の規模を拡大し経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。自宅から土地までの距離は1.2km程度になります。権利取得後の経営面積は2万778㎡となります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は農機具等もそろっており許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、郡司です。第15項の調査報告をします。 譲受人は49歳で、行方市西蓮寺に在住し、農業兼会社員の方です。両親と共に水稲、露地野菜を210a営農しております。譲渡人は68歳で、埼玉県新座市に在住し、無職の方です。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るためです。譲受人は近隣で耕作しやすい農地を求めておりましたが、このたび住居に近く希望する条件を満たす農地が出たため、購入することに決めたそうです。また、譲渡人は相続した農地の管理に悩んでおりましたが、親類が引き受けてくれるという話があり、お願いすることになったそうです。区分は売買による所有権移転です。

		調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひ します。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題のないものということでございます。審議をお願いいたしま す。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、15項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、16項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、吉田です。第16項の調査報告をいたします。 申請人は行方市南高岡在住の農業、66歳の男性です。渡人は同市井貝、77歳の 女性です。申請事由ですが、農業経営の安定を図る。区分としまして、売買による 所有権の移転となります。2人の関係ですが地主対借受人となっております。地主 により売買の申出があり、今回の申請となったそうでございます。申請人は長男と 実習生3人、本人の5人で主にジャガイモ、サツマイモ等を10町歩ほど栽培して おります。機械器具も充実しており、問題ないものと調査してまいりました。皆様 のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、16項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、17項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、横山です。第17項の調査報告をいたします。 譲受人、市内岡在住の43歳の農業の男性の方で、家族3人で1万5,300㎡ほ ど耕作をしております。主に水稻、露地野菜の作付になります。渡人は同市岡在住 の79歳の男性の方で、両名の関係は同家の親子になります。申請事由は記載のと おり経営移譲で、区分は贈与による所有権移転となります。調査の結果、3条の許 可要件を十分満たしており、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろし くお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は3条の許可要件を十分満たしており、許可が相当ということでござい ます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、17項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、18項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第18項の調査報告をします。 譲受人は市内捻木在住、70歳、大規模経営の農家の男性です。水稻、ジャガイモ など露地野菜など、田畑合わせて40万4,649㎡耕作しています。譲渡人は市 内若海在住、98歳、無職の女性です。高齢でもあり後継者もなく、現在耕作して いる受人に売買で譲り渡すことになったそうです。何ら問題ないものと調査してき

		ました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、18項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、19項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番 10番、郡司です。第19項の調査報告をいたします。 譲受人は66歳で行方市西蓮寺に在住し、農業兼養豚業の方です。水稲など340aほど営農しております。譲渡人は40歳で同市西蓮寺に在住し、会社員の方です。2人は親子です。申請事由は、譲渡人は譲受人と共に農業に従事していましたが、転職し会社員となったため譲渡することとなったそうです。区分は贈与による所有権移転です。調査の結果問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、19項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、20項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、根本です。第20項について調査報告をいたします。 第20項、譲受人は市内行戸区在住の37歳、農業兼会社員の男性。譲渡人は同じく行戸区在住の62歳、農業兼会社員の男性です。両人は同居の親子であります。土地は行戸地内の畑5,541㎡です。申請事由は経営移譲で、区分は贈与による所有権移転であります。譲受人は会社員をしながら父と同じようにサツマイモを栽培したいとのことでした。調査の結果、許可とすることに何の問題もないと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、20項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、21項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、椎名です。第21項の調査報告をします。 受人は行方市小高在住の自営業兼農業の82歳の男性です。渡人は同市南在住、83歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るです。区分は贈与による所有権の移転です。自宅から土地までの時間は15分です。権利取得後の経営面積は5,253㎡となります。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいた

		します。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、21項は原案のとおり可決いたします。
議 1 1	長 番	次に、22項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、椎名です。第22項の調査報告をします。 受人は行方市島並在住、70歳の農業の男性です。渡人は同市南在住、83歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るです。区分は売買による所有権の移転です。自宅から土地までの時間は5分です。権利取得後の経営面積は9,896㎡となります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 全 員 議	長 員 長	調査の結果は農機具等もそろっており許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、22項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第16号)
議	長	議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。
議 9	長 番	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。1項の調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調査をしてまいりました。 譲受人は石岡市、32歳、会社員の男性の方です。譲渡人は行方市麻生、82歳の無職の女性の方です。申請事由は自己住宅です。区分は贈与による所有権移転です。孫が石岡市で借り住まいし、子ども2人で家が手狭になり、自分の家を自宅に新築したいということです。場所はJ Aなめがたしおさい本店付近にあります。事業計画書、融資証明書、関係書類もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 全 員 議	長 員 長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、風間です。2項の調査報告をします。この調査は根崎、内藤両委員さんと共に調査してまいりました。

譲受人は市内芹沢地区在住、46歳、自営業の男性です。譲渡人は市内芹沢地区在住、88歳、農業の男性です。申請事由は自身の経営する自動車事業拡大で、主に大型トラックなどの修理、中古車販売の増加に伴い、駐車場が必要となったため、転用し賃貸借の設定をしたいとのことです。場所は芹沢地区法眼寺より北側に500mほど行ったところになります。必要な書類も添付され、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

4 番 4番、内藤です。それでは、第3項の調査報告をいたします。この案件にはつきましては根崎、風間両委員さんの同行の下、調査をしてまいりました。

譲受人の方は市内八木蒔に在住する49歳、建設業の男性です。譲渡人の方は同じく市内八木蒔に在住する82歳、農業の男性です。申請事由については資材置場兼駐車場で、区分は売買での所有権移転です。譲受人は建設業を営んでおり、現在の資材置場では不足したため、事業の拡大に伴い近隣する申請地に資材、住居、置場及び従業員の駐車場を確保するといったところであり、現場は国道355号、八木蒔信号より南へ200mぐらい入ったところでございます。必要書類としては事業計画書等々そろっており、調査の結果許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は必要書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

(議案第17号)

議 長 議案第17号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事 務 局 議案第17号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。

議 長 1項、2項は関連がございますので一括審議といたします。

1 8 番 1項、2項につきましてを3月19日に農地部会を開催していただいておりますので、その結果について農地部会長より報告をお願いいたします。

1 8 番 18番、横山です。農地部会長としての報告をいたします。

		<p>1項、2項の案件につきましては、19日午後3時半より農地部会を開催し、現地確認の上、協議をいたしました。</p> <p>1項については、現地は草刈りがされている部分と柳の木が数本とガマ等の草が繁茂している部分とが半々といった感じでした。地元推進委員の方より結果説明があり、自前で堤防を造り干拓をしてこられた方で、排水機場も壊れてしまって、深土で機械も入っていけないということで、米を作るための田んぼとしての継続、耕作するのは難しい土地であるということの説明を受けました。しかしながら、非農地の基準としては、このような農業用機械で耕作できない土地であっても、なおかつその土地が森林の様相を呈している、または周囲の状況から見てその土地を農地として区分としても継続して利用が見込めない土地が非農地証明の発行の対象となります。1項の申請地につきましては、そこまでには至っていないという結論に至り、不交付相当と判断いたしました。</p> <p>2項の土地については、宅地内で畑となっております。隣接地も畑として使用していることから、こちらについても不交付相当と判断いたしました。以上、報告をいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今の報告を踏まえまして、1項、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
4	番	<p>4番、内藤です。第1項、第2項について報告をいたします。なお、この案件につきましては、農地部会の方々には忙しい時間に協議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>申請人は市内浜在住、女性の方です。申出要旨は議案書記載のとおり、1項が地目変更登記のため、2項が抵当権を抹消するためです。区分は用地の非農地証明。場所については添付されている現地案内図及び公図をご覧ください。只今横山会長からご報告があったように、1項につきましては、申請用地は稲田として利用するのは難しい農地と見てきましたが、山林の様相を呈しておらず、また周辺の状況も平坦な場所にあるため、今回の申請につきましては証明書の発行は不交付相当と判断をいたしました。</p> <p>2項につきましても宅地内になっておりましたが、隣接地の畑と合わせて野菜が作付されておりましたので、証明書の発行は不交付と判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は非農地ではないということでございます。非農地証明は不交付という調査報告でございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項、2項は証明書を交付しないことに決定いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項、4項は関連がございますので一括審議といたします。</p> <p>調査員より調査の報告を求めます。</p>
7	番	<p>7番、風間です。3項、4項は関連がありますので一括して報告します。この調査も根崎、内藤両委員さん共に調査してまいりました。</p>

申請人は3項、4項ともに市内芹沢地区在住の男性です。3項、4項の土地は40年以上前から耕作されず、原野化してるところです。調査の結果、非農地証明の許可をするのに問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項、4項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第18号)

議長 議案第18号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第18号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。
別紙、資料No.1をご覧くださいと思います。2枚目の総括表でご説明いたします。
新規の設定で田が36件、92筆、15万1,714㎡。畑が15件、29筆、5万7,482㎡。計51件、121筆、20万9,196㎡。更新の設定で田が25件、44筆、8万4,382㎡。畑が9件、15筆、6万2,793㎡。計34件、59筆、14万7,175㎡となります。新規と更新の合計で85件、180筆、35万6,371㎡となります。
次ページの農用地利用集積計画一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思ます。以上です。

議長 それでは、ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

(議案第19号)

議長 議案第19号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第19号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。
別紙、資料No.2をご覧くださいと思います。
茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。
新規の設定のみで田が11件、16筆、3万1,308㎡。畑が9件、13筆、1万5,586㎡。計20件、29筆、4万6,894㎡となります。
次ページの農用地利用集積計画一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定いたします

（議案第20号）

議 長 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。。

別紙、資料No.3をご覧いただきたいと思います。
令和3年3月3日付で行方市長より行方市農業委員長宛に、農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。
計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が29筆、4万6,894㎡となります。詳細につきましては1ページの一覧表でご確認いただきたいと思います。なお、議案第19号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は、農地施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、報告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定いたします。

（議案第21号）

議 長 議案第21号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第21号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

(案)」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について説明する。

別紙、資料No.4のほうをご覧くださいと思います。

この案件につきましては、毎年ご審議をいただいているところでございますが、前年度の活動の点検・評価、次年度の活動計画について毎年公表するということになっておりまして、その案を今回の総会でお諮りし、その後1か月間ホームページなどで意見を募って、その後また5月の総会でお諮りするものでございます。

まず、1ページ目になりますが、1の農業委員会の状況ということで、こちら令和2年4月1日現在の状況となっております。昨年度の4月1日現在の数値と同じ数値が記載されておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、2ページのほうでございます。

2の担い手の農地の利用集積、集約化ということで、1番、現状及び課題のほうは、こちらの令和2年4月現在の数字となっております。続いて、2の令和2年度の目標及び実績でございますが、昨年度高収益次期作交付金の関係で、一時利用権の申請が増えたということもありまして、昨年度末より232ha増えまして、目標を大きく超える結果となりました。

続きまして、3、目標の達成に向けた活動実績につきましては3つありまして、1番に今度の4月にも載せてありますが、集積補助金の周知のためのチラシを全戸配布しております。続いて、2番目に11月に利用意向調査を実施しまして、その後中間管理機構のほうにその旨の通知を、その内容を通知しております。3番目に、先月総会が終わった後、人・農地プランの実質化に向けた意見交換会を実施しまして、地域ごとに今後の課題点や担い手の洗い出しなどを行っていただきました。

続いて、4の目標及び活動に対する評価でございますが、昨年度に引き続き集積補助金を活用して中間管理事業を推進するといった内容となっております。

続いて、3ページのほうをご覧くださいまして、3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、令和2年度の実績といたしましては、目標経営体1経営体に対しまして、実績としまして1経営体で参入実績目標が0.68haでございました。3番の目標の達成に向けた活動、4番目標及び活動に対する評価につきましてはご確認いただければと思います。

続いて、4ページの遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、昨年7月に利用状況調査、委員の皆様にご協力いただいたところでございます。実施内容につきましてはご確認いただければと思います。

続いて、5ページの違反転用への適正な対応ということでございます。昨年度実績としまして、1haというところで解消されなかったというところでございます。広報啓発あるいはパトロールを実施したという内容ということになっております。

続いて、6ページをお開きいただきたいと思います。

6番の農地法等によるその権限に属された事務に関する点検ということで、1番目に農地法3条に基づく許可事務ということで、昨年127件、2番目に農地転用に関する事務で115件ありました。内容につきましてはご確認いただければと思います。

続いて、7ページの3、農地所有適格法人からの報告への対応ということでございますが、今現在20法人ありまして、そのうち13法人提出いただいております。最近になってちょっと提出いただいた法人がありますので、若干数字が変わってくるかなと思います。一応4月1日現在になっていますので、また5月に出させていただきますときには修正を加えさせていただきたいと思います。提出がなかった法人に対しましては、この後も電話、文書発送などで対応していきたいと思います。

続いて、4、情報の提供につきましては、毎年4月にチラシによる賃借料の情報提供、あるいは農地の権利移動の状況把握、台帳の整備ということになってございます。こちらもご覧いただきたいと思います。

続いて、8ページ、7、地域農業者等からの主な意見、要望意見及び対処内容についてですが、先ほども申し上げましたが、この後この案で決定しましたら、1か月ぐらいこの内容をホームページのほうに載せまして、意見のほうを募っていききたいと思います。そのいただいた意見をどういった形で対処していくのかというのを検討して、5月の総会のほうにかけさせていただきたいと思っております。

続いて、その下の事業の実施状況の公表ということで、まず総会の議事録の公表でございますが、ホームページのほうで、あと事務局のほうで公表ということになっております。それから、2番目の農地利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ということで、昨年12月に市長のほうにこういった内容で要望書のほうを提出しております。続いて、3番の活動計画の点検・評価の公表ということで、こちらにつきましては市のホームページ、それから全国農業会議のほうでも公表されております。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については以上で、続いて9ページから令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ということで、ご覧いただきたいと思います。

まず、1番の農業委員会の状況につきましては、令和3年4月1日現在の数値になっておりますが、農林業センサスが今年、5年に1回の年になりまして、もう間もなく新しい数字が出る予定なんですけど、ちょっと今回には間に合わなかったんで、次回5月のときに間に合えば新しい数字で出していきたいと思います。

続いて、10ページご覧いただきまして、2の担い手の農地の利用集積、集約化。3番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、目標数につきましては昨年度と同程度で設定させていただきました。

続きまして、11ページ。

4番の遊休農地に関する措置ということで、現状及び課題、遊休農地面積が4月1日現在で148haということになっております。

令和3年の目標及び活動計画につきましては、遊休農地の解消面積の目標が20haということで設定させていただいております。活動内容につきましては、農地パトロール、その後の利用の意向調査などを踏まえて活動するという内容になっております。

違反転用の適正な対応ということで、こちら昨年と同様1haということでございますけれども、活動計画といたしましては違反転用の是正指導、あるいは農地パトロール、広報啓発等を実施していくということでございます。途中も申し上げまし

たが、今後この内容で市のホームページのほうに案を掲載しまして、意見を募集する予定となっております。約30日間、1か月ホームページのほうに載せさせていただいて意見をいただいて、農業委員会の考え方を整理して、再度5月の総会に諮らせていただくということになっております。その後市、国のホームページでも公表していくというような内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 それでは、皆様のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」については原案のとおり決定といたします。
ここで暫時休憩といたします。

（休憩） 午後 4時5分～午後 4時15分

議長 それでは、審議を再開いたします。

（報告第13号）

議長 次に、報告案件に入ります。
報告第13号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願ひます。

事務局 報告第13号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について説明する（別紙議案書のとおり）。

議長 1項の調査員より調査の報告をお願いいたします。
12番 吉田です。報告案件の調査の件に関しまして報告いたします。
現在の状況ですが、この畑は今現在土採集をやっている。それも違法です。許可を受けずにやっている場所。その中にこの5筆が存在しております。土を採る際に全部、畑も何も動かしてしまい、違反転用という形になっております。それがもう20年以上も前から違反転用されており、農業委員会より再三の違反転用の是正をしているところではありますが、指示にはいまだに従っておりません。今回仮登記の申請ということで、どうして今頃こういうものを出したのかと聞いたところ、土地代を払ったのでこの仮登記の書面申請を出したということでございます。
私のほうの指導といたしましては、農業委員会の指導に沿って違反転用の是正をしていただきたいと思います。そうでなければ、転用または売買もできない状態でありまして、あなたにとって損になるのではないかと申し上げました。返事に関しては現場でどういった是正をしたらいいか指導をしてくださという返答はいただきました。今後私を含め担当地区の委員さんと事務局を交えまして、現場での指導をして

議 長 いきたいと思っております。今のところそういうことです。
ただいまの報告につきまして質疑を求めます。この仮登記情報についての報告でござい
ますが、ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認めます。引き続き監視、指導をよろしくお願いいたします。

（報告第14号）（報告第15号）（報告第16号）

議 長 次に、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第
16号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より
説明願います。

事 務 局 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する
（別紙議案書のとおり）。

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する
（別紙議案書のとおり）。

報告第16号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。

議 長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 4時30分

議 長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第3回
総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。ご協力ありがとうございました。

この会議録が正当であることを証するため署名押印する。

令和3年3月25日

総会議長

15番

16番